

茅野市告示第 79 号

茅野市空き家管理事業者登録・紹介制度実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日

茅野市長 今井 敦

茅野市空き家管理事業者登録・紹介制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、空き家の適正な管理を促進し、良好な住環境の持続を図るため、市が空き家を管理する事業者（以下「空き家管理事業者」という。）を募集し、及び登録し、空き家の所有者等へ空き家管理事業者の紹介を行う茅野市空き家管理事業者登録・紹介制度（以下「登録・紹介制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住の用に供されていないことが常態となっている、市内に所在する専用住宅、併用住宅等をいう。
- (2) 所有者等 所有権その他の権利の権原に基づき、空き家の管理等を行う者をいう。
- (3) 空き家管理業務 外観調査、家屋の通風、水道の通水、敷地内又は家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木の剪定、除草、家財の処分その他の空き家を適正に管理するために必要な業務をいう。
- (4) まちづくり団体等 地域を基盤として当該地域のまちづくり活動をしている任意団体等で、当該地域に所在する空き家の適正管理に係る活動を行うものをいう。

(登録を受けることができる空き家管理事業者)

第 3 条 空き家管理事業者として登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業所(登記簿上の本店又は支店をいう。)が市内に所在する空き家管理事業者又は市内で活動をするまちづくり団体等であること。
- (2) 構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がないこと。
- (3) 自らが行う空き家管理業務について、パンフレット、ホームページ等で広報を行うことができる者であること。
- (4) 空き家管理業務を行い、当該業務の報告を所有者等へ行うことができる者であること。
- (5) 空き家管理業務として家財の処分を行う事業者にあつては、廃棄物の処

理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 3 条の規定による許可を受けている者であること。ただし、古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者と一般廃棄物となる家財の収集及び運搬について委託契約を締結している者であること。

（空き家管理事業者の登録等）

第 4 条 空き家管理事業者として登録を受けようとする者は、茅野市空き家管理事業者登録申請書（様式第 1 号）に誓約書（様式第 2 号）その他市長が指定する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、申請内容等を審査し、適切であると認めるときは、茅野市空き家管理事業者登録名簿に登録するとともに、その旨を茅野市空き家管理事業者登録通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を実施したときは、登録した内容について市ホームページその他の方法により公表（以下「公表」という。）するものとする。

（登録事項の変更等）

第 5 条 前条第 2 項に規定する登録通知を受けた者（以下「登録管理事業者」という。）は、当該登録内容に変更があつたときは、茅野市空き家管理事業者登録事項変更届出書（様式第 4 号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があつたときは、変更登録した内容について公表するものとする。

（登録の抹消等）

第 6 条 登録管理事業者は、登録を抹消しようとするときは、茅野市空き家管理事業者登録抹消届出書（様式第 5 号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 第 3 条に規定する要件に該当しなくなった場合

(2) 虚偽若しくは強引な手法による営業活動又は事実誤認を与える表示を行った場合

(3) 不要な業務の強要を行った場合、故意に見積りの金額等を偽った場合、著しく不適當な料金設定を行った場合その他業務が著しく不適當であると認められた場合

(4) 所有者等との意思疎通が不十分であり、所有者等からの苦情、問合せ等に対して不誠実であつた場合

3 市長は、前 2 項の規定により登録を抹消した場合は、その旨を茅野市空き家管理事業者登録抹消通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による登録抹消の通知をしたときは、登録を抹消した

内容について公表するものとする。

(登録管理事業者の紹介)

第7条 市長は、所有者等に登録管理事業者の情報を紹介するとともに、市ホームページその他の方法により登録・紹介制度の周知を行うものとする。

(空き家管理業務の内容等に係る協議等)

第8条 空き家管理業務の内容、料金その他必要な事項については、登録管理事業者と所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 登録管理事業者は、登録・紹介制度における個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、又は利用しないこと。

(2) 個人情報を紛失すること等のないよう適正に管理すること。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。